

別表第5

特定有害物質の種類	要件	測定方法※
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつき、カドミウム 150mg以下であること。	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
六価クロム化合物	土壌1kgにつき、六価クロム 250mg以下であること。	規格65.2に定める方法
シアン化合物	土壌1kgにつき、遊離シアン 50mg以下であること。	規格38に定める方法(規格38.1に定める方法を除く。)
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき、水銀 15mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌1kgにつき、セレン 150mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき、鉛 150mg以下であること。	規格54に定める方法
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき、砒素 150mg以下であること。	規格61に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつき、ふっ素 4,000mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は規格34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつき、ほう素 4,000mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は水質環境基準告示付表7に掲げる方法

(注)
 土壤汚染対策法の公式書類は指定調査機関によって作成されます。同法につきましては、当社は自主検査や事前調査等の目的、あるいは指定調査機関からの依頼分析を行っております。

※ 測定方法は、平成15年3月6日 環境省告示第19号 別表による。